

1 認定等を受けるための申請手続

(1) 認定を受けようとする場合

- ① 認定 NPO 法人として認定を受けようとする NPO 法人は、所轄庁の条例で定めるところにより、次のイ～ハの書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、認定を受けることとなります(法 44②)。

なお、認定の基準の概要については 21～24 頁を、欠格事由については 25 頁をご覧ください。

申請書の添付書類		61, 71, 81, 95 頁参照
イ	実績判定期間 ^(※1) 内の日を含む各事業年度の寄附者名簿 ^(※2)	
ロ	認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	

※1 実績判定期間とは、認定を受けようとする NPO 法人の直前に終了した事業年度の末日以前 5 年(過去に認定を受けたことのない法人の場合は 2 年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります(法 44③)。詳しくは、18 頁を参照してください。

※2 寄附者名簿には、寄附金の支払者ごとの氏名(法人の名称)と住所並びに寄附金の額、受け入れた年月日の記載が必要になります。(法 44②一)

なお、条例個別指定基準に適合する NPO 法人は、イの書類の添付の必要はありません(法 44②)。

- ② 認定の申請書の提出は、申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後 1 年を超える期間が経過している必要があります(法 45①八)。

(2) 特例認定を受けようとする場合

- ① 特例認定 NPO 法人として特例認定を受けようとする NPO 法人は、所轄庁の条例で定めるところにより、次のイ及びロの書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、特例認定を受けることとなります(法 44②、58②)。

なお、特例認定の各基準及び欠格事由については「2 認定等の基準の概要」(ただし、P S T 基準を除きます。)(21～25 頁)をご覧ください。

申請書の添付書類		89 頁参照
イ	特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ロ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	

(注) 特例認定の各基準に係る実績判定期間は、特例認定を受けようとする NPO 法人の直前に終了した事業年度の末日以前 2 年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります(法 44③、58②)。詳しくは、18 頁を参照してください。

- ② 特例認定の申請ができる NPO 法人は、次のイ～ハに掲げる基準に適合する必要があります(法 45①八、59 一～三)。

イ	特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること
ロ	特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から 5 年を経過しない法人であること
ハ	認定又は特例認定を受けたことがないこと

(3) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合

認定の有効期間の更新を受けようとする認定 NPO 法人は、有効期間の満了の日の6カ月前から3カ月前までの間（以下「更新申請期間」といいます。）に、所轄庁の条例で定めるところにより、次のイ～ロの書類を添付した有効期間の更新の申請書を提出し、有効期間の更新を受けることとなります（法 51②③⑤）。

なお、更新に係る認定の基準の概要については21～24頁を、欠格事由については25頁をご覧ください。

認定の有効期間の更新の申請書には、寄附者名簿の提出は任意ですが、当該名簿の作成の日から5年間事務所に備え置く必要があります（法 51⑤、54②一）。

申請書の添付書類		91, 93, 94, 95 頁参照
イ	認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ロ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	

- (注) 1 認定の有効期間の更新の申請に係る実績判定期間は、更新を受けようとする NPO 法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法 44③、51⑤）。詳しくは、19頁を参照してください。
- 2 上記イ、ロに係る書類については、既に所轄庁に提出している当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができます（法 51⑤ただし書き）。

(4) 所轄庁による認定の通知等

所轄庁は、NPO 法人からの認定等申請について、認定等をしたときはその旨を当該申請法人に対し書面により通知することになります。また、認定等をしないことを決定したときはその旨とその理由を、申請法人に対し書面により通知することになります（法 49①、51⑤、62）。

また、所轄庁は、所轄庁以外の都道府県の区域内に事務所を設置する NPO 法人について認定等を行ったときは、その認定 NPO 法人等の名称その他一定の事項を、その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県の知事（以下「所轄庁以外の関係知事」といいます。）に通知することとされております（法 49③、62、法規 27①）。

(5) 認定の公示

所轄庁は、認定 NPO 法人等の認定等をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、次に掲げる事項を公示^(注1)することとされております（法 49②、51⑤、法 62）。

(公示事項)

- ① 認定 NPO 法人等の名称
- ② 代表者の氏名
- ③ 主たる事務所の所在地とその他の事務所の所在地
- ④ 認定等の有効期間
- ⑤ ①～④に掲げるもののほか、所轄庁の条例で定める事項^(注2)

また、所轄庁は、認定 NPO 法人等について、以下に掲げる事項に変更があったときも、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされております（法 53②、法 62）。

- ⑥ 上記（公示事項）①、③、⑤に掲げる事項に係る定款の変更の認証をしたとき
- ⑦ 上記（公示事項）③、⑤に掲げる事項に係る定款変更（所轄庁の認証を受けなければならない事項を除きます。）の届出を受けたとき
- ⑧ 代表者の氏名に変更があった旨の届出を受けたとき
- ⑨ 上記（公示事項）⑤に掲げる事項に変更があったとき

(注) 1 千葉県では、ホームページで公示します。

2 千葉県では、①～④までの事項について、公示します。

《参 考》

1 認定 NPO 法人等の名称等の使用制限

認定 NPO 法人等でない者は、その名称又は商号中に認定 NPO 法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならず、また、何人も、不正の目的をもって他の認定 NPO 法人等であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならないこととされております（法 50①②、法 62）。

2 認定等の失効

認定 NPO 法人等は、次のいずれかに掲げる事由が生じたとき、その認定等の効力を失います（法 57①、法 61）。

- ① 認定等の有効期間が経過したとき（法 51④の場合にあっては、更新拒否処分されたとき）
- ② 認定 NPO 法人等が認定 NPO 法人等でない NPO 法人と合併をした場合、その合併が法 63①の認定を経ずにその効力を生じたとき（法 63④の場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき）
- ③ 認定 NPO 法人等が解散したとき
- ④ 特例認定 NPO 法人が認定 NPO 法人として認定を受けたとき

なお、所轄庁は、認定 NPO 法人等が認定等の効力を失ったとき、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされております（法 57②）

また、所轄庁は、所轄庁以外の都道府県の区域内に事務所を設置する認定 NPO 法人等がその認定等の効力を失ったときは、その旨を所轄庁以外の関係知事に通知することとされております（法 57③、法 62）。

3 協力依頼

所轄庁は、法施行のために必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができるものとされています（法 73）。この規定により、所轄庁が認定申請中の NPO 法人や認定 NPO 法人等に対し、申請書の内容の確認や認定又は特例認定を取り消すべき理由が発生していないかどうか等を確認するために実態調査を実施することがあります。

参 考 1 (実績判定期間)

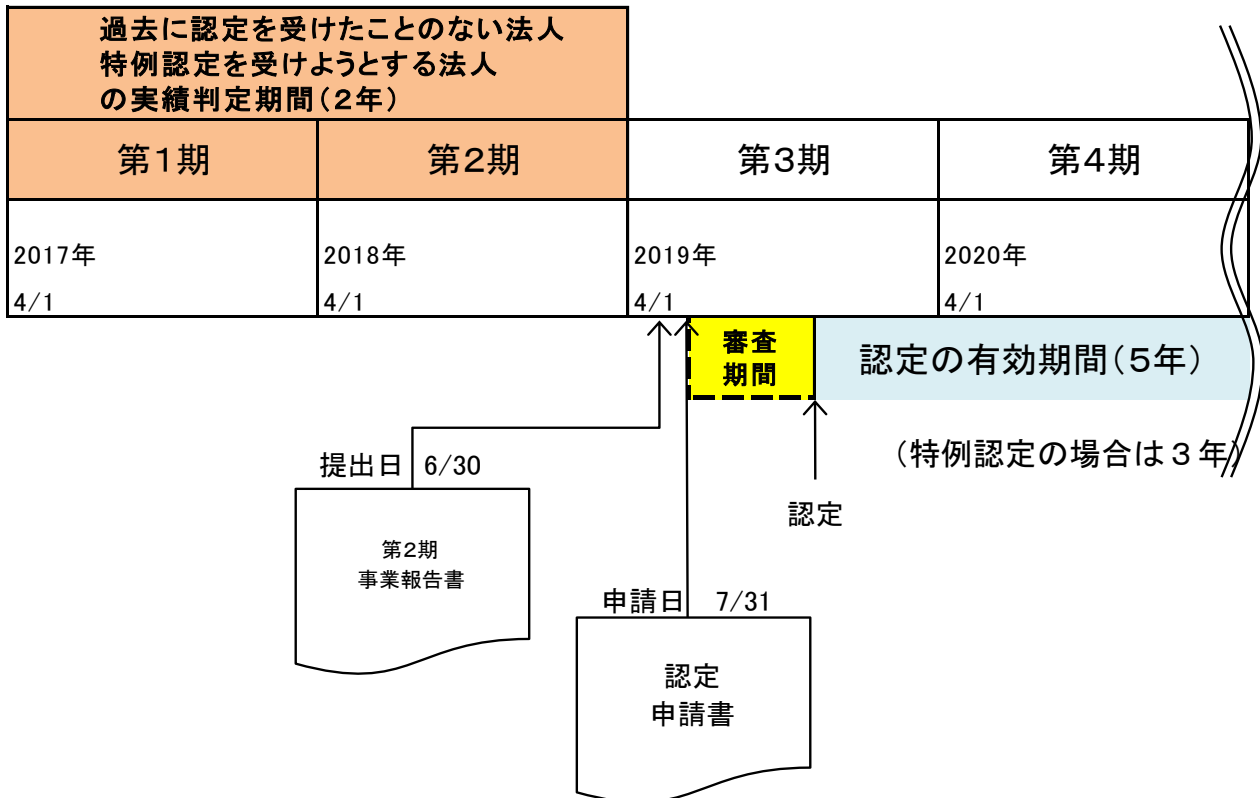
実績判定期間とは、認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に認定を受けたことのない法人又は特例認定を受けようとする法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます（法44③、51⑤、58②）。

【具体例1】

《過去に認定を受けたことのない法人（又は特例認定を受けようとする法人）の申請の場合》

- 事業年度 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書等の所轄庁への提出日 2019年6月30日
- 申請書を提出した日 2019年7月31日
- 実績判定期間 2017年4月1日～2019年3月31日
(第1期～第2期)

過去に認定を受けたことのない法人（又は特例認定を受けようとする法人）が申請を行う場合の実績判定期間は、2017年4月1日から2019年3月31日までの2年間となり、実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第1期から第2期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。



【具体例2】

認定の有効期間内に更新を受けようとする場合のタイムスケジュールを例示すると、おおむね次のとおりとなります。

- 事業年度 : 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書等の所轄庁への提出日 : 2019年6月30日
- 初回の認定申請書の提出日 : 2020年3月16日
- 認定の有効期間 : 2020年8月1日～2025年7月31日
- 更新申請期間 : 2025年1月31日～2025年4月30日
- 更新の申請書の提出日

《ケースA：更新申請期間中の2025年1月31日～2025年3月31日の間に更新の申請書を提出する場合》

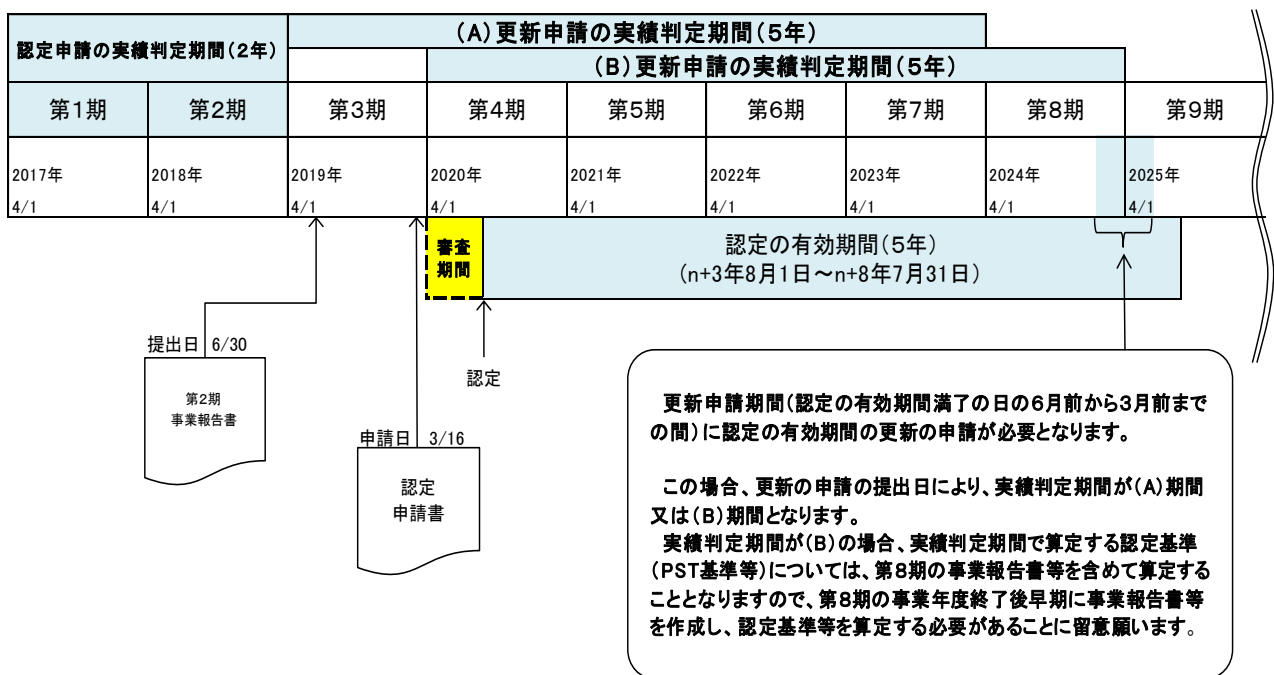
- 実績判定期間：2019年4月1日～2024年3月31日（第3期～第7期）

この場合の実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第3期から第7期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。

《ケースB：更新申請期間中の2025年4月1日～2025年4月30日に更新の申請書を提出する場合》

- 実績判定期間：2020年4月1日～2025年3月31日（第4期～第8期）

この場合の実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第4期から第8期までの事業報告書等に基づき算定することとなりますので、第8期の事業年度終了後早期に事業報告書等を作成し、認定基準等を算定する必要があることに留意願います。



【具体例3】

特例認定の有効期間中に認定を受けようとする場合のタイムスケジュールを例示すると、おおむね次のとおりとなります。

- 事業年度 : 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書の所轄庁への提出日 : 2019年6月30日
- 特例認定申請書の提出日 : 2019年8月31日
- 特例認定申請に係る実績判定期間 : 2017年4月1日～2019年3月31日
(第1期～第2期)
- 特例認定の有効期間※ : 2019年12月16日～2022年11月15日
- 認定申請書の提出日 : 2022年7月31日
- 認定申請に係る実績判定期間 : 2020年4月1日～2022年3月31日
(第4期～第5期)
- 認定の有効期間 : 2022年11月16日～2027年11月15日

※ 特例認定の有効期間は、特例認定の日から起算して3年ですが、特例認定の有効期間中に認定を受けた場合は、特例認定の効力を失います(法60、61四)。

